

## 第1回 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 議事録（概要）

日時 令和4年（2022年）1月28日（金）10時00分から11時30分まで

場所 鎌倉商工会議所3階 301会議室

出席 橋詰会長、亀山副会長、浅川委員、芝田委員、大道委員、保坂委員、奴田委員、波多辺委員、  
牧田委員、田子委員

（※橋詰会長、奴田委員、田子委員以外は、オンライン）

<事務局>

環境部 能條部長、谷川次長、不破次長

ごみ減量対策課 石井環境指導監、國井担当係長、大島職員

環境施設課 月花課長、鬼頭担当係長

傍聴者 なし

議題（1） 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について

その他

本審議会開会の前に、委員委嘱を行いました。また、議題に先立ち、互選により橋詰委員が会長に、亀山委員が副会長に選任されました。

その後、松尾市長から本審議会に諮問を行いました。

議題（1） 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について

事務局から諮問内容について、資料1 事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材）の改定について、資料2 県内市町村の植木剪定材処理手数料等の状況について、資料3 事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材）の改定スケジュール、資料4 一般廃棄物処理有料化の手引きに沿って説明を行い、植木剪定材の処理手数料改定について審議を行いました。

浅川委員：令和2年9月に植木剪定材の資源化委託業者を変更したということで、事業費としては、以前の事業者が廉価であったようですが、資源化処理方法に変更はありましたか。

不破次長：資源化処理方法に変更はありません。チップ化してバイオマス発電に活用しているほか、一部を土壌改良材として市民に配布を行っています。

亀山委員：民間事業者によって処理手数料に差があるようですが、価格の差がどうして出ている

か、処理方法により変化があるのでしょうか。市としては、民間事業者へ誘導する場合、可能な限り資源化する民間事業者に誘導することが望ましいとお考えでしょうか。

不破次長：資源化を行う民間事業者を対象に聞き取りを行ったところ、価格に差があることが明らかになりました。市としては焼却ではなく、資源化を行う民間事業者に誘導していきたいと考えております。

波多辺委員：これまでの委託事業者が廉価すぎたと言えます。現在の委託事業者に変更となり、委託費の大幅な値上げになりました。今後も委託事業者が変更になると、大幅に委託費が改定になるという不安を感じます。現在の委託事業者は、将来にわたって安定した処理が可能なのでしょうか。

不破次長：今後も安定的に処理が可能であることを確認しています。

会 長：現在、委託先として実施可能な事業者は1者でしょうか。

不破次長：植木剪定材受入場の管理運営、手数料徴収及び資源化処理を一括で委託しており、現時点では実施可能な事業者は1者です。今後、他事業者が実施可能となった場合には、入札により委託事業者を選定する可能性はあります。

会 長：民間誘導には、民間事業者が許可を持っていないといけません。市内にしなければ、市外に持っていくこととなります。市として調査を行い、廃棄物処理法の制度上、問題のない体制を構築することが必要と考えます。

不破次長：委託事業者の情報として1点補足します。現在の委託事業者は、自社でバイオマス発電所を持っており、安定的な処理が可能です。

芝田委員：資料2の県内市町村の処理手数料額は、資源化しているから高いというわけではないように見受けられますが、処理手数料と処理方法の因果関係がどうなっているのか、ばらつきの理由はありますか。

不破次長：資源化の方が焼却より、処理単価は低くなっています。他市の処理手数料は、焼却処理に係る処理単価で手数料を設定されていることが理由と推測されます。

会 長：横浜市は現在処理手数料が130円なので、民間誘導で資源化するとすると、130円がベースになるため、横浜市の民間事業者の処理手数料が廉価になってくるかと思いません。

浅川委員：市内で資源化の前処理を行い、資源化は市外に持っていき、処理するというところでよいのでしょうか。

不破次長：植木剪定材受入事業場に搬入された植木剪定材は、茅ヶ崎市にある委託事業者工場に運搬し、チップ化・資源化を行っております。

浅川委員：堆肥を市民配布しているようですが、茅ヶ崎市の工場で堆肥化をしているということですか。

不破次長：そのとおりです。現在は、茅ヶ崎市の工場で土壌改良材として資源化しています。

浅川委員：堆肥化は、以前の委託事業者が継続して行っているのですか。

不破次長：一連の業務は、すべて新しい委託事業者に変更しております。以前の委託事業者は山梨県に工場があり、山梨県へ搬出して資源化を行っていましたが、委託事業者変更によって、土壌改良材の業務も含めて現在の委託事業者がすべて行っています。

浅川委員：現在の委託事業者は、バイオマス発電施設を持っているとのことで、これにより処理

単価は上がると考えられますが、実際の処理単価増は、これが要因でしょうか。

不破次長：以前の委託事業者もバイオマス発電施設を持っており、条件に大きな変更はありません。処理単価増は、人件費の高騰等が要因と考えられます。

浅川委員：委託事業者は変更となったが、資源化処理方法に変更はないとの理解でよいでしょうか。

不破次長：そのとおりです。

牧田委員：処理手数料改定のスケジュールは、令和5年1月施行となっておりますが、今後の社会情勢の変化に伴い、算定された賃金の見直し等も予想される中で、処理価格が引き続き担保されるものでしょうか。

不破次長：委託事業者と交渉して、予算の範囲内で処理を収めていかなければなりません。そのため、今後、急激に契約金額が上がってしまうということにはならないと考えています。

牧田委員：現実の問題として、経済環境が激変している中で、処理価格について委託事業者が提示していると思いますが、経済環境の変化を考慮しておかなければ、民間事業者に負担がかかるという心配があります。この価格で一定期間できればよいと考えます。

会長：処理原価の安定性という御指摘ですね。

波多辺委員：今回、植木剪定材の処理手数料を80円値上げするということですが、過去の処理手数料改定の経過として、平成30年に植木剪定材以外の事業系処理手数料は40円値上げし、植木剪定材の処理手数料は据え置きだったかと思います。当時の植木剪定材の処理原価は150円であったため、市が負担する前提で据え置きしたことで無理がでたとも考えられます。その時点で少しでも改定していれば、上げ幅は緩和できたのではないかと思います。

不破次長：当時の処理原価は、140～150円の間であったと記憶しています。処理手数料と処理原価に大きな乖離がなかったため、据え置きの判断をしました。その後、少しずつ処理単価が増加となっていたこと、令和2年の委託事業者変更に伴い、処理単価が大きく上がったことから、今回、処理原価相当額を徴収することが望ましいとする国の通知も踏まえ、210円で提案しています。

芝田委員：「手数料の基本的な考え方」において他市からの廃棄物の流入が発生しないようにとあります。原則的に各市町村で排出された廃棄物は、各市町村内で処理するはずですが、他市からの流入とは、実際に起こりうることなのでしょうか。

不破次長：受け入れにあたっては、発生場所を提示させているところですが、他市の処理手数料より本市が廉価であるため、発生場所を偽って、本市に搬入している排出者がいる可能性を指摘されているところであり、改定の理由の一つとしました。

芝田委員：流入は推定にすぎないということでしょうか。推定の内容を処理手数料改定の理由にするのは難しいと考えます。

不破次長：推定であることは御指摘のとおりです。搬入届書の内容を精査したところ、同一場所から大量の植木が搬入されているというケースもあり、現在調査を行っているところです。

芝田委員：搬入の事業者が虚偽の記載をしている可能性があるということですね。まず、虚偽の

手続きを防ぐことが先決ではないですか。虚偽した搬入事業者への対処として、処理手数料の値上げによる間接的なアプローチだけでなく、直接的なアプローチをしていくことも必要と考えます。

不破次長：処理手数料改定とは別に、直接的なアプローチを検討しています。

田子委員：他市から搬入されるケースはあると思います。市は再度、実態把握に努めるとともに名義を借りる等の虚偽記載を防ぐ方法は検討すべきと考えます。

不破次長：実態把握に努めるとともに、対策を検討いたします。

大道委員：植木剪定材の年間処理量は、毎年、どの程度でしょうか。

不破次長：処理予定数量は、年間約 11,000 t としています。令和元年度は台風の影響により大幅に増加しているが、平均で 11,000 t 程度となっています。（過去 3 年実績：H30 年約 10,100 t、R 1 年約 12,200 t、R 2 年約 11,000 t）

亀山委員：（資料 2）処理手数料について植木区分を設けていない自治体が多いように見受けられます。出す側が区分を設けていない自治体で処理方法が資源化の場合、どのように回収して、資源化をどう行っているのでしょうか。これらの市は、手間がかかっているのでしょうか。区分を設けることで、民間事業者による分別の手間が省け、処理コスト減につながるということですか。

不破次長：（資料 2）各市の分別の方法ではなく、処理手数料の区分を示しており、事業系一般廃棄物の手数料を細かく分けていない自治体が多い状況です。

亀山委員：植木区分のない市は、植木を分別しないで出していると理解していました。分別をしているのであればわかります。

奴田委員：算出根拠を提示してもらっており、値上げする必要はあり、提示金額も賛成です。資源化について市民の協力を得るためにどう広報していくかも考えるべきです。特にプラスチックごみがたくさん出ており、きちんと資源化していく必要があると思います。これまでも住民に対して分別をお願いしてきており、繰り返しのお願いになるが市からも周知に努めてもらいたいと思います。

不破次長：プラスチックごみの資源化は、今後も市民の方の御協力が必要となるため、引き続き啓発してまいります。また、植木剪定材についても他のものが混在しており、分別できてない現状もあるため、引き続き、市民への啓発を徹底してまいります。

田子委員：これまで本市の植木剪定材の処理手数料は廉価であったと言えます。他市の状況、今後の社会情勢や物価上昇等も踏まえ、処理手数料を設定していく必要があると思います。将来も見据えると、この金額でよいのかは検討してもらいたいです。

会長：処理手数料の基本は原価を中心に設定するということですね。頻繁に変更があるということは困ります。他市からの流入の実態があるのであれば、こちらへのアプローチも必要であり、発生元と思われる自治体との調整も必要かと思います。全体の印象としては、強い反対意見はなかったものと思います。次回審議会で答申を予定しています。

<了承>

奴田委員：その他の意見として、焼却施設を建設しない点は賛成できません。市内で焼却施設を建設できないわけではないと思います。余熱を利用した施設も考えられ、有効活用できると思います。審議会としては、焼却施設を建設する方向で検討してもらいたいです。

会 長：意見として承ります。

田子委員：どこに建設するかはあるが、厳しい状況ではあるものの検討すべき事項と思います。

能條部長：御意見はありがたく受け止めさせていただきます。

会 長：ごみ処理基本計画の議論の中でも申し上げたとおり、市単独での施設建設は難しいが、広域の観点であれば可能性はあるかもしれません。

奴田委員：逗子市及び葉山町、横浜市の一部を受け入れる可能性も考えるべきです。市民の利便性を考えるべきです。

会 長：継続的に検討していく事項であると認識しています。

<終了>